

働き方改革推進本部

1. スタッフ構成

○玉木 みずね;働き方改革推進本部長

○椿 雅光;働き方改革推進本部副本部長

○中瀬 浩一;働き方改革推進本部副本部長

【働き方改革推進室】

○玉木 みずね;働き方改革推進室担当管理職

○椿 雅光;働き方改革推進室長

○中瀬 浩一;働き方改革推進室長補佐

<医局>

○石戸谷 浩、山内 俊史、池田 朋子、渡部 美弥、大畠 将義、
越智 麻理絵、吉田 安友子

<面接指導実施医師>

○明坂 和幸、二宮 郁

<看護部>

○矢野 奈美

<検査部>

○新畠 由紀

<放射線部>

○中路 光紀

<薬剤部>

○烏谷 政和

<リハビリテーション部>

○森川 明

<栄養部>

○三ツ井 照代

<臨床工学部>

○久枝 正実

<臨床心理室>

○青木 真妃

<事務局>

○鶴本 創、東山 勝正、田中 博幸、山内 俊也

2. 認定資格取得

資格名	資格取得者
日本医師会認定産業医	椿雅光、明坂和幸

3. 運営方針

働き方改革推進本部は2022年4月1日に設置されました。その役割は全職員の働き方改革を推進するため調査・立案・提言を行うことです。同推進室には全職種が参加しています。

<業務内容>

- (1) 業務整理および効率化に関すること。
- (2) 宿日直に関すること。
- (3) 職員の勤務実態に関すること。

- (4) 超過勤務(時間および内容)に関すること。
- (5) 過重労働医師に対する面接指導に関すること。
- (6) 患者さんへの啓発に関すること。
- (7) 職員やりがい度向上プロジェクトに関すること。
- (8) 働き方改革に資する運用規程の見直しに関すること。

4. 実績

2024年4月から法律により、医師の時間外労働時間が一部の例外を除き、年間960時間以内に規制されました。ひと月換算では80時間で、いわゆる過労死ラインといわれているものです。働き方改革はすべての職種に関係がありますが、2023年の主な取り組みは以下のとおりです。

(1) 宿日直の統合等

2023年2月に最大9系統12名に整理統合しました。担当医師を年齢等に応じて適正化しました。子育て医師に対して宿直を免除する等、配慮しました。2023年6月に一般宿日直の業務フローを定めました。

(2) 宿日直許可の再取得

一般宿日直等、宿日直扱いにするものについては宿日直許可を2023年3月に再取得しました。

(3) 許可のない宿日直

2023年10～12月、勤務実態に合わせて、一部の医療職について宿日直から勤務(時差勤務)に変更しました。

(4) 医師の勤務実態調査結果報告

2023年1月に調査結果を報告しました。

(5) 患者さんへの啓発

2023年1月に患者さん向けポスターを更新しました。

(6) 業務整理指針の策定

2023年3月に「働き方改革に伴う職員の負担軽減のための業務整理指針」を策定し、病院全体で改革に取り組むこととしました。

(7) 時間外勤務の対象業務の明確化

医師について、時間外勤務の対象業務と対象外業務を明確にしました。

(8) 働き方だよりの回覧

全職員に向けて、グループウェア(i-Field)にて働き方だよりを回覧し、職員の意識改革を促しました(年10回)。

(9) 診療時間・診療体制の見直し

地域医療連携室、患者支援室、医事グループ、医療情報部と協働して、2023年10月より通常外来を「紹介・予約制」とし、診療時間を9～17時としました。8時30分～9時はカンファレンスや情報収集等に利用が可能になりました。

(10) 運用病床数の見直し等

2023年10月、看護職員の負担軽減のため、急性期一般病棟の病床数を38床としました。

5. 2024 年度目標

2024 年度は医師の働き方改革だけでなく、看護職員等すべての職種の働き方改革に全力で取り組みます。

(1) 医師の時間外・休日労働に関すること

すべての診療科で A 水準を目指します。長時間労働医師がいる診療科については個別に対応します。

(2) 宿日直に関すること

診療報酬改定等(救命 HCU と本院 ICU 等)に合わせて、宿日直体制を変更します。重症系等、一般宿日直以外の宿日直等の統合についても検討します。

(3) すべて職員の働き方改革に関すること

すべての業務をゼロから見直し、業務を整理して、労働時間の短縮を図ります。

(4) 職員やりがい度向上に関すること

職員やりがい度向上プロジェクトとして、看護職員の負担軽減等を図ります。

(5) 診療体制に関すること

地域医療連携室および患者支援室等と協働して逆紹介について強く推進します。

(6) 手術室利用の適正化に関すること

麻酔科、手術部と協働して、このことについて調査、啓発を行います。

(7) 長時間労働医師への面接指導実施に関すること

法令に基づき、2024 年 4 月から、該当医師について面接指導を行います。

(8) 職員への啓発に関すること

働き方改革は第一義的には時間外勤務を減らすことにより医師をはじめとする全職員の健康を守ることです。しかし、最も大切なことは、この改革を通じて当院の役割を再認識し、院内外の医療資源を有効に活用しつつ、地域での診療機能の調整を進め、地域全体の安心安全を目指すことです。質の高い持続可能な高度急性期医療を提供するためにも職員に対して一層の啓発を行います。